
○5月の邦人に対する犯罪被害例

○パスポートの保管場所と有効期間は大丈夫ですか？

○ハーグ条約を知っていますか？

○ベルギー国外でパスポートを紛失・盗難に遭われた場合の対応

○5月の邦人に対する犯罪被害例

5月中に大使館に届けられた邦人の犯罪被害の件数は、25件であり、今年に入ってから
の被害届出合計数は、5月末現在、93件（昨年同期比：+31）となっています。

今月のコメント！：

※ 4月に引き続き、高齢者への置引き、スリ被害が多発しています。

※ 電車内での置引きが多発していますが、特に、ブリュッセル市内の駅の間隔が短い区間で発生しています。改札がなく誰でも電車内に入って来られる駅が多いため、停車中は棚から荷物を下ろし窓側に置くことをお勧めします。棚の荷物を見張っているだけでは、何らかの形で注意をそらされ、その隙に盗まれます。

【被害届分析表】及び【被害例】はこちら
(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/higaijirei_2012_05.pdf) をご覧ください。

○パスポートの保管場所と有効期間は大丈夫ですか？

夏のヴァカンスを控え、日本への一時帰国やベルギー国内外への旅行を計画されていらっしゃる方も少なくないと思われませんが、毎年よく見られるパスポートに関する事案を以下に記載します。パスポートの新規発給、更新には原則4日必要であり、休館日との関係で、対応困難となる場合もありますので、念のため、ご自身のパスポートにつき今一度ご確認をお願いします。なお、シェンゲン域内への移動であっても、パスポートを所持する義務がありますので、ご注意願います。

1. 出発前日（又は当日）にパスポートの保管場所がわからない（紛失の可能性）。

→旅行を延期せざるを得なくなり、変更・キャンセル料の発生等、余計な経費が生じてきます。早めの確認をお願いします。

2. パスポートの残存期間が少ない又は有効期限が切れている。

→第三国への入国時にパスポートの残存期間が3ヶ月以上必要である等、何らかの条件がある場合、入国できない可能性があります。事前に当該国の入国時における情報を確認して

ください。

また、有効期限が切れている場合は当該パスポートを使用できません。

3. 査証欄に空き頁がない。

→査証を必要とする国の場合、査証申請を受理してもらえない可能性があります。

査証欄の増補（1回限り可能）又は新規にパスポート申請をしてください。

○ハーグ条約を知っていますか？

ハーグ条約とは、国境を越えた子の連れ去りによって生ずる様々な子への悪影響から子を守るために定められた国際的なルールであり、現在、日本も同条約の締結に向けて作業を進めています。

詳細はこちら（ http://www.be.emb-japan.go.jp/document/ryojibu_120521.pdf

）をご覧ください。

○ベルギー国外でパスポートを紛失・盗難に遭われた場合の対応

旅行又は出張でベルギー国外に行かれている間に、不幸にもパスポートの紛失や盗難に遭われた場合は、最寄りの警察で紛失又は盗難証明書を入手し、発生場所を管轄する在外公館にて当該パスポートの紛失届出書を提出するとともに新たなパスポートの申請を行ってください。なお、パスポート申請の際には、6か月以内に発行された戸籍謄（抄）本が必要となりますので、事前に準備しておくことで早急にパスポートの申請が行えます。

また、シェンゲン域内であっても国境を越える場合はパスポートが必要です。シェンゲン域内を身分証明書のみで移動できるのは、シェンゲン域内の国籍者であり、我々日本人の場合は、外国人であるため、日本国のパスポートを携行する義務があります。

しばしば、盗難又は紛失の証明書を作成する警察側で、同証明書でもって国境通過ができる旨案内されることがありますが、あくまで、同証明書は当該国内でのみ有効であり、第三国での身分証明にはなりませんので、ご注意ください。